

(別紙 1)

取り扱おうとする品目

富山県、奈良県、滋賀県、佐賀県、熊本県の家庭薬品目
収載台帳のとおり

ただし、つぎのものを除く。

- 1 昭和36年2月1日厚生省告示第16号「配置販売品目指定基準」の別表に掲げる以外の有効成分を含有する品目及び同表に掲げる以外の効能又は適応症が表示されている品目
- 2 分割用法のある品目のうち、内服液剤及び分割服用が容易に行い得ない丸剤